

# 令和元年第2回夜間中学等調査研究の概要について

令和元年9月12日  
小 中 学 校 課

令和元年度第2回目の夜間中学等調査研究部会を開催しましたので、その結果を報告します。

## ○令和元年度第2回夜間中学等調査研究部会について

### 1 開催日時等

日時 令和元年8月30日（金） 午前10時から正午まで

場所 鳥取県教育センター 第1研修室

### 2 出席者

専門委員（有識者、市町村教育委員会代表、学校現場代表）

事務局・関係課

### 3 概要

#### (1) 報告事項

- ・夜間中学先進地視察の概要について（川口市芝西中学校陽春分校）

<意見・質問>

- ・外国籍の方が義務教育を修了しているかどうかについての正確な把握は困難であり、本人との面談での中で自己申告の形で確認している。
- ・17時が登校時間だが、働いている方等、遅れて来られる方もあった。
- ・鳥取県においては、JRは1時間に1本程度であり、駅からバスや自転車で登下校をすることを考えると川口市のような時間帯で行うことは難しい。特に下校時について、学齢期の生徒にとっては安全面にも課題がある。
- ・昼間に授業時間を設定すると、就労している方は登校できず、対象者を誰にするか、ということにつながる。

#### (2) 協議事項（次のア、イについて県教育委員会事務局の説明後に協議を行った）

##### ア 鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について

<主な意見>

##### （設置の主体について）

- ・全県を対象にできる県立が望ましい。
- ・市町村で設置する場合に、川口市のように他市町村からの費用負担してもらえば、全市町村に周知するという意味も含めて、居住する生徒が夜間中学に通うかどうかに関わらず、県内全ての市町村から負担金をもらった方が良い。

##### （設置場所について）

- ・東中西部、それぞれの既存の中学校の空き教室を使って、分教室や分校として始めてはどうか。校舎を新設するよりも時間も費用もかからない。県内の中学校で自治体と民間が共営で分校を設置しているところがあるが、同じような仕組みで県と市町村が役割を整理して設置することはできないか。
- ・不登校の生徒にとっては、同年代の生徒が通う学校と同じ敷地内にある校舎に通う事は困難である。
- ・統廃合された学校の校舎は交通の便があまりよくないところがあるので現実的ではない。
- ・社会教育施設や高等学校の施設を使用することも可能ではないか。

##### （対象生徒について）

- ・学齢期の不登校生徒を対象とするかどうかについて、慎重に議論する必要がある。
- ・学齢期の不登校の生徒は夜間中学ではなく、他の方法で支援することが望ましい。外国籍や様々な背景を持った生徒それぞれに、個別の支援が必要であると予想されるが、配置される教員の数は限られている。支援の枠を広くすることで、それぞれの者へのきめ細かな支援が行き届かなくなる可能性がある。不登校

の生徒への支援は夜間中学ではなく、現在ある施設を充実させることで、より丁寧な対応ができると考えられる。また、通常の中学校から夜間中学へ安易に転校できる流れができるのは良くない。

- ・学齢期の不登校の生徒は対象者とするのが望ましい。鳥取県内の不登校経験の形式的卒業者の数は少なく、その内夜間中学で学びを求める者はかなり少ないと予想され、学校を設置しても人が集まらないことが考えられる。また、都会と比べて私立中学等、公立学校以外の学びの場が少ない鳥取県においては、夜間中学を設置することは、不登校の子ども達の選択肢を増やすことにつながる。
- ・学齢期の不登校生徒を対象とする場合としない場合について、整理してまとめるのがよい。

(学校運営について)

- ・固定化された人間関係に困難さを感じる生徒がいることを鑑みて、担任や学級を固定しない等、学級編成や担任制等を柔軟に検討する。

(教員配置について)

- ・様々な支援や配慮が必要であることから、夜間中学で働くことに意欲や熱意のある教員を配置するのが望ましい。
- ・川口市のように、教職員に夜間中学勤務の希望について調査をしてはどうか。
- ・生徒が1人でも教員を6人配置しないとイケない。費用対効果で県民の理解が得られるか疑問。

<その他>

- ・資料3については、課題となることを分けて明記したほうがよい。

## イ 公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形について

<主な意見>

(本国において義務教育を修了していない外国籍の者)

- ・本国で義務教育を修了しているかどうかの正確な確認は困難である。
- ・外国籍の方にとって、日本社会で就労し、社会的に自立していくために必要な学びは日本語であり、日本の義務教育の学びとは異なっている。
- ・財団での教室は週1回程度であり、習得に時間がかかるのが課題である。
- ・学齢期の子ども達は各自自治体の学校で学んでおり、日本語指導などについて国際交流財団も協力して支援している。
- ・入管法改正や日本語指導に関する法律が施行されるなど、今後は学校だけでなく、地域社会における日本語指導の需要は高まり、様々な場で国や自治体の具体的な取組みが期待される。

(不登校の学齢期の生徒)

- ・私立で特例校を開設すると、理念が明確であり教員配置など組織づくりが行いやすい。国や県から財政面での支援があると良い。
- ・現在、学校において保健室や相談等で、登校は出来るが教室に入りづらい生徒の支援をしたりしていることがある。居場所が確保されている一方、それぞれの場所の本来の機能が果たせなくなる場合もある。市町村単位で相談員等を配置している場合があるが、県が補助をするとより充実する。
- ・現在各市町村にある適応指導教室は、他県ではそれぞれの市町村が設置したが、鳥取県は県が東部、中部、西部に県がつくり、各市町村での設置、移管につながった経緯がある。県として、支援があるとよい。
- ・地域の公民館の学習講座や、図書館等も不登校の子ども達の居場所にする事ができる。社会教育施設との連携も有効である。
- ・県の取組みとして、学習支援のために、ハートフルスペースに支援員を配置し、ICTを使った取組みを始めているところである。
- ・夜間中学という「場所」を増やすより、サポートする「人」を増やす方が良いのではないかと。

<その他>

夜間中学の設置の有無にかかわらず、現在行われているそれぞれの対象者への支援策は継続するとともに、ニーズの変化への対応も含めて、充実についての検討も継続していく。

## ○本年度の予定

令和元年10月以降 第3回 調査研究部会（部会のまとめ）